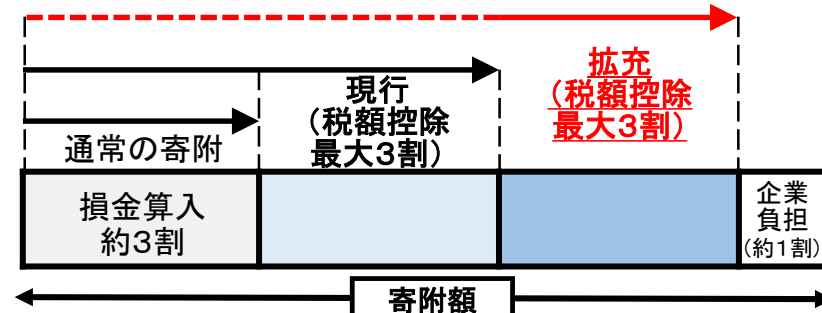


地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等、大幅な見直しを実施する。

改正のポイント

- 以下の見直しを行った上、**適用期限を5年間延長（令和6年度まで）**する。
 - 税額控除の割合を**現行の2倍に引上げ、税の軽減効果を最大約9割（現行約6割）**に
 - ※ 令和2年4月1日以後に開始する法人（寄附企業）の事業年度から適用
 - 地方版総合戦略の抜粋・転記**による地域再生計画の申請・認定を可能に
 - 地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、**併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大**
 - 地域再生計画の認定後、「**寄附（受入れ）の金額の目安**」の**範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領**を可能に

【税額控除割合の引上げ（イメージ）】



例）1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

